

特 別 委 員 会 報 告 書

各特別委員会より、別紙のとおり報告書の提出があった。

令和 6 年 3 月 4 日

七飯町議会議長 木 下 敏

赤松街道樹木伐採等に関する調査特別委員会報告書

令和 5 年 9 月 7 日第 3 回定例会において設置された当特別委員会が、これまで調査した結果を下記のとおり報告する。

令和 6 年 2 月 15 日

七飯町議会議長 木 下 敏 様

赤松街道樹木伐採等に関する調査特別委員会
委員長 池 田 誠 悦

記

1 調査の経過及び内容

(1) 赤松街道は、1986年に「日本の道百選」、1996年に「歴史国道」に選ばれており、長年にわたって町民から親しまれ、保全活動を継続している歴史遺産であるが、令和5年8月上旬に鳴川地区でケヤキ10本が伐採されていることが判明したことから、伐採の経緯を調査するとともに、赤松街道の今後の保全対策について検討するため、当特別委員会を設置した。

令和5年9月7日に第1回目の委員会を開催し、委員長に池田誠悦委員、副委員長に稲垣明美委員をそれぞれ互選した。

また、同日、第2回目の委員会を開催し、要求資料の精査を行い、次回の委員会では現地調査を行うことを確認した。

(2) 令和5年9月20日に第3回目の委員会を開催し、生涯教育課学芸員の出席を求め、赤松街道の歴史について聴取した。

アカマツは北海道に自生していない樹木であったが、明治9年に七重官園へ

明治天皇の行幸を記念して函館市桔梗町地区から七飯町峠下地区までの国道5号沿いの約14.3km区間に植栽されたものであり、アカマツの他、クロマツ、スギ、ケヤキ、イチョウなど約1,400本の樹木からなり、赤松並木として親しまれ、以下のとおり評価されてきた。

- ・昭和47年 北海道より「環境緑地保護地区」に指定
- ・昭和58年 「日本の名松・100選」に選出
- ・昭和61年 「日本の道100選」に選出
- ・平成2年 公募により「赤松街道」の愛称が決定
- ・平成6年 「新・日本街路樹百景」に選出
- ・平成8年 「歴史国道」に認定
- ・平成18年 土木学会選奨土木遺産に認定

赤松街道の歴史について聴取した後、町内鳴川地区のケヤキ伐採の現地、及び伐採された原木の保管状況について確認するため町内峠下地区と函館市赤川地区で現地調査を行った。

- (3) 令和5年10月23日に第4回目の委員会を開催し、環境生活課長の出席を求め、ケヤキ伐採に至るまでの町と函館開発建設部函館道路事務所（以下「函館道路事務所」という。）の協議録、北海道自然環境等保全条例など、要求した資料についての聴取を行った。

函館道路事務所より令和5年1月25日にケヤキの伐採について七飯町環境生活課自然環境係へ打診があり、令和5年1月26日に「ケヤキは記念保護樹木ではなく、維持管理上やむを得ない場合は伐採可能」と回答している。また、令和5年6月29日の函館道路事務所からの相談内容により、ケヤキの伐採予定本数が10本であることをこの時点で認知している。その後、令和5年7月5日付で函館道路事務所から町に「環境緑地保護地区等内行為通知書」が郵送され、町は事務決裁規程により最終決裁者である副町長までの決裁後、「当該行為に着手して差し支えありません。」との内容で通知を送付。その結果、令和5年7月27日から8月1日間において、ケヤキ10本の伐採が実施された。

過去10年間における赤松街道の並木から枝の落下や落氷雪等による国家賠償件数は七飯町内では10件、函館市内では6件の合計16件発生している。被害状況はすべて物損で、車両損傷が14件、施設等損傷が2件となってお

り、国家賠償の詳細は<表 1>のとおりである。

なお、行政文書保存期間が 10 年であるため、それ以前の被害件数等については把握することができなかった。

<表 1> 過去 10 年間に於ける赤松街道並木から枝落下や落氷雪等による国家賠償の詳細

(※平成 30 年度、令和元年度、令和 3 年度は発生件数 0 件のため記載なし)

年度	No	発生日	発生箇所	発生原因	損傷内容
平成 27 年度	①	H28.1.20	函館市	落氷雪	ルーフ損傷
	②	H28.1.28	七飯町	落氷雪	ルーフ損傷
平成 28 年度	③	H28.8.30	七飯町	倒木	ボンネット、ラジエータ、ボディ擦過傷等
	④	H29.1.16	七飯町	落氷雪	ルーフ損傷
	⑤	H29.1.19	七飯町	落氷雪	ルーフ損傷
	⑥	H29.1.22	七飯町	落氷雪	フロントガラス、ボンネット
平成 29 年度	⑦	H29.12.14	七飯町	落氷雪	ボンネット
	⑧	H30.2.14	函館市	落氷雪	ボンネット・フロントワイパー
	⑨	H30.2.18	函館市	落氷雪	ルーフ損傷
	⑩	H30.2.23	七飯町	落氷雪	フロントガラス・ルーフ損傷
	⑪	H30.3.1	七飯町	落氷雪	ボンネット
令和 2 年度	⑫	R3.2.4	七飯町	倒木	フロントバンパー等
令和 4 年度	⑬	R4.12.19	函館市	枝落下	車両側面損傷
	⑭	R4.12.19	函館市	倒木	看板 (1 基破損)
	⑮	R4.12.19	函館市	倒木	庭木 (オンコ 4 本損傷、ツツジ 1 本圧壊)
	⑯	R5.1.25	七飯町	枝落下	車両左側面損傷

次に、過去 5 年間に於いて赤松街道で伐採した樹木は合計 56 本あった。このうち枯木伐採が 50 本、倒木伐採が 4 本、国道沿道の宅地造成に起因する伐採が 2 本となっており、その事例は<表 2>のとおりである。

なお、樹木伐採に関する行政文書保存期間が 5 年であるため、それ以前の事例は把握することができなかった。

<表 2> 過去 5 年間に赤松街道で行った伐採の事例

年度	樹種	伐採理由			樹種別 合計	維持管理伐採の詳細
		枯木	倒木	維持管理		
平成 30 年度	アカマツ	20			20	

令和元年度	アカマツ	1			1	
	クロマツ	1			1	
令和2年度	アカマツ	6	2	1	9	国道沿道の宅地造成のため
	その他			1	1	トドマツ、沿道家屋に支障するため
令和3年度	アカマツ	12	1		13	
	クロマツ	1			1	
令和4年度	アカマツ	9	1		10	
過去5年間	アカマツ	48	4	1	53	
	クロマツ	2			2	
	その他			1	1	
	伐採合計	50	4	2	56	

委員から主に以下の質疑があった。

- ① 伐採され切り株が残る土地の今後について。
- ② 今後、赤松街道の地権者から伐採要望があった場合の対応について。
- ③ ケヤキは記念保護樹木ではないのか。
- ④ 町として、伐採に至る経過に問題はなかったのか。
- ⑤ 決裁は副町長までとなっているが、町長まで必要だったのではないのか。

委員からの質疑に対し、環境生活課長から以下のとおり回答があった。

- ① 切り株が残る現場の土地利用に関しては函館道路事務所が、これまでも赤松街道の樹木保全活動を行って頂いている「赤松街道を愛する会」や七飯町と協議した上で進める。
- ② 今後の伐採要望については、地権者、赤松街道を愛する会、樹木医等、関係者と協議の上、必要な部分の枝払いを実施し、樹木は保全することを前提に対応する方針である。
- ③ ケヤキは北海道自然環境等保全条例では、記念保護樹木には指定されていない。
- ④ 町の関係部局や「赤松街道を愛する会」等に情報提供し協議しなかったこと、また、現地確認をせず判断したことは間違いであったと反省している。今後は必ず関係者に情報提供し、協議の場を設けるよう「環境緑地保護地区事務取扱」を作成した。
- ⑤ 従来からの事務決裁規程により、最終決裁者は副町長までとしていたが、

今回の件を教訓とし、今後は町長までとしたい。

- (4) 令和5年11月21日に第5回目の委員会を開催した。冒頭で町長より「町民の皆様が幼少期から慣れ親しみ、心の潤いを満たしてきた貴重で歴史ある樹木を町の同意により伐採に至らしめ、町民の皆様への深い喪失感を与えるとともに、歴史的な風景・町並みなど景観を損ねる事態を生じさせることとなり、誠に申し訳ありませんでした。今後同様のことが生じないように調査し、速やかにその結果を報告するなど、責任をもって対応して参ります。」と謝罪の言葉があった。

次に、環境生活課長の出席を求め、要求した資料についての聴取を行った。

「七飯町緑の基本計画」では以下の記述が確認できた。

- 歴史街道である赤松街道の松並木について、関係機関による樹木の維持管理等を要請していくとともに、広く住民理解のもとに保全を進めます。
- 一般国道5号（赤松街道）沿道の松並木等の約11.7haについては、「七飯町松並木環境緑地保護地区」が指定されています。

この指定は、七飯町の木であるアカマツを中心に、クロマツ・ケヤキ・スギ・イタヤカエデ・ニセアカシアなど、アカマツ以外の沿道の各種樹木等も対象としており、関係機関との連携のもと今後とも保全を図ります。

特に本町地域から大中山・大川地域にかけての区間は、開発行為などの面的整備にあたっては沿道の緑の保全や創出、市街地景観への配慮などが欠かせない事項となり、制度的緑地の指定（都市計画決定等）や地区計画等の適用が必要となります。

以上の記述から、この度のケヤキ伐採における町の事務処理については、町の赤松街道に対する認識不足が招いた結果である。当特別委員会としては、今後、町からの調査結果報告を受けてから対応を協議することとした。

- (5) 令和6年1月18日に第6回目の委員会を開催し、町長、副町長、環境生活課長の出席を求め、町より提出された「赤松街道樹木伐採等に関する調査報告書」の内容を聴取した。

報告書にはこれまで当委員会において調査した内容とともに、町における赤松街道樹木伐採等に関する課題と対応策が示された。

- (6) 令和6年2月15日に第7回目の委員会を開催し、これまでの活動について、令和6年第1回定例会に提出する報告書のまとめを行った。

2 まとめ

当委員会は、令和5年8月に赤松街道鳴川地区においてケヤキ10本が伐採されたことから、その原因と今後の保全対策について検討するため、令和5年第3回定例会において設置した。

赤松街道は、明治9年に明治天皇が七重勸業課試験場に行幸されたのを記念して相当数が国道5号の沿線に移植され、昭和61年に「日本の道百選」に選定、平成2年には道の日の愛称募集で「赤松街道」と名付けられており、また、平成8年には、歴史的・文化的価値を持つ道路であることを示す「歴史国道」にも選定されている。函館市桔梗町から七飯町字峠下までの約14.3km区間に植栽され、これまで長年にわたって町民から親しまれ、保全活動を継続してきた歴史遺産である。

令和6年1月18日、町から「赤松街道樹木伐採等に関する調査報告書」が当委員会に提出された。報告書にはケヤキ10本を伐採した原因として「課内の報告・連絡・相談」、「町長への報告及び庁内関係課との連携及び相談」、「函館道路事務所及び赤松街道を愛する会との連携」の3点に不足・不手際があったことを挙げている。これは職務怠慢は勿論のこと、町として赤松街道の歴史的・文化的価値の認識と未来への継承意識の欠如によるところが大きいと言わざるをえない。

町長は、令和6年1月29日開催の令和6年第1回七飯町議会臨時会において、自らの責任として減給処分（100分の20を3カ月）とし、また副町長及び関係職員3名を訓告、嚴重注意の処分とした。

町は、今回の不祥事を二度と繰り返さないように「課内の報告・連絡・相談」、「町長への報告及び庁内関係課との連携及び相談」、「函館道路事務所及び赤松街道を愛する会との連携」についての対応策を示し、当委員会に報告している。

当委員会としては、

- ①赤松街道沿いにある町有地で樹木が無い箇所へ新たに赤松等を植えるとともに、樹木が伐採された箇所へは補植事業を推進し赤松街道の保全を強化し「歴史遺産」を守ること
- ②赤松街道樹木の剪定・伐採に関しては必ず関係者の現地立会を行うこと
- ③役場内の組織点検、関係団体との連携を強化すること

などを踏まえ、町が策定している「七飯町緑の基本計画」に則り、北海道自然環境等保全条例において環境緑地保護地区と指定されている赤松街道の一層の

緑化推進に加え、維持・保全・周辺緑化、美化等を推進し、町民の先頭に立ち七飯町民憲章にふさわしい緑豊かなまちづくりを目指すことを強く望み、当委員会の報告とする。

新交通体系と観光に関する調査特別委員会報告書
(中間報告書)

令和5年6月7日第2回定例会において設置された当特別委員会が、これまで調査した結果を下記のとおり報告する。

令和 6 年 2 月 1 5 日

七飯町議会議長 木 下 敏 様

新交通体系と観光に関する調査特別委員会
委員長 田 村 敏 郎

記

1 調査の経過及び内容

- (1) 令和5年6月7日に第1回目の委員会を開催し、委員長に田村敏郎委員、副委員長に川村主税委員をそれぞれ互選した。
- (2) 令和5年7月27日に第2回目の委員会を開催し、次回の委員会で大沼国定公園の公園計画書、七飯町観光振興計画等を確認し、今後の調査事項について協議することとした。
- (3) 令和5年8月25日に第3回目の委員会を開催し、環境生活課長の出席を求め、環境省で作成している大沼国定公園の公園計画書の内容について聴取した。大沼国定公園は特別保護地区・第1種特別地域・第2種特別地域・第3種特別地域に区域分けされているが、区域ごとの各種行為に係る許可基準の違いについて次回の委員会で聴取するとともに、七飯町観光振興計画と大沼

国定公園の観光振興について協議することを確認した。

(4) 令和5年11月20日に第4回目の委員会を開催し、環境生活課長の出席を求め、特別地域内での各種行為に係る許可基準について、提出資料に基づき内容を聴取した。国定公園における行為許可の基準は、自然公園法施行規則第11条第1項から第36項の規定において、特別地域・特別保護地区・海城公園地区内の行為の許可基準が定められている。また、各国定公園毎に策定されている管理指針においても許可、届出等取扱方針の中でそれぞれ工作物の意匠や色彩など許可基準が定められている。

大沼国定公園における建築物の主な許可基準は<表1>のとおりである。

<表1> 建築物の主な許可基準（法及び条例の施行規則で定められているもの）

地種区分	目的・用途	敷地面積	建ぺい率 建築面積	容積率	高さ	後退距離		土地勾配
						主要道路	敷地界	
特別保護地区	(原則新築不可) 既存の建築物の規模を超えない改築、建替え又は学術研究その他公益上必要なものに限り可							
第1種特別地域	(原則新築不可) 既存の建築物の規模を超えない改築、建替え又は学術研究その他公益上必要なものに限り可							
第2種特別地域	農林漁業、公園事業従事者等の住宅	—	—	—	13m以下	—	—	—
	農林漁業に必要な建物	—	—	—	—	—	—	—
	分譲ホテル、集合別荘、集合住宅、保養所	1,000㎡以上	20%以下 2,000㎡以下	40%以下	10m又は 13m以下	20m以上	5m以上	30%以下
	旧分譲地（S50.3.31以前）内の建物	500㎡未満 1,000㎡未満 1,000㎡以上	10%以下 15%以下 20%以下 2,000㎡以下	20%以下 30%以下 40%以下	10m以下 10m以下 10m以下	—	—	— — —
	その他の建築物	500㎡未満 1,000㎡未満 1,000㎡以上	10%以下 15%以下 20%以下 2,000㎡以下	20%以下 30%以下 40%以下	13m以下 13m以下 13m以下	20m以上 20m以上 20m以上	5m以上 5m以上 5m以上	30%以下 30%以下 30%以下
第3種特別地域	農林漁業、公園事業従事者等の住宅	—	—	—	13m以下	—	—	—
	農林漁業に必要な建物	—	—	—	—	—	—	—
	分譲ホテル、集合別荘、集合住宅、保養所	1,000㎡以上	20%以下 2,000㎡以下	60%以下	10m又は 13m以下	20m以上	5m以上	30%以下
	旧分譲地（S50.3.31以前）内の建物	—	20%以下 2,000㎡以下	60%以下	10m以下	—	—	—
	その他の建築物	—	20%以下 2,000㎡以下	60%以下	13m以下	20m以上	5m以上	30%以下

また、大沼国定公園における管理指針の許可、届出等取扱方針の概要はく表2のとおりである。

＜表2＞国定公園管理指針の許可、届出等取扱方針の概要（特別地域）

（令和4年10月末現在）

行為の種類		大沼国定公園
(1)建築物	屋根の形状	原則として勾配屋根。やむを得ず陸屋根の場合、原則として傾斜パラペット（傾斜の付いた庇）
	屋根の色彩	原則としてこげ茶色、赤錆色、暗緑色
	外壁の色彩	原則としてクリーム色、灰色、白色、茶色系統及び自然材料の色彩
	デザイン等	極力単純な形態とし、周辺の自然環境と調和のとれたもの
	修景緑化	できる限り植栽を行う
(2)道路		防護柵は、原則としてガードレールとし、色彩は灰色
		防雪柵等の工作物は極力単純な形状とし、色彩は灰色又はこげ茶色
		現道路から湖側は、原則として拡幅を認めない
(3)電柱、鉄塔、アンテナ等		電力柱と電話柱が隣接する場合は、原則として共架
		利用拠点では可能な限り地下埋設
		色彩は、原則として灰色又はこげ茶色
(4)その他の工作物		色彩は、原則として灰色系統又はこげ茶色系統
(5)風力発電施設		—
木竹の伐採		利用拠点の周辺、公園車道、自転車道及び歩道沿線は、風致に与える影響が少ない施業方法
鉱物又は土石の採取		原則として業として行う大規模なものは認めない
(1)鉱物の掘採		
(2)土石の採取		原則として業として行う大規模なものは認めない
(1)営業用広告物	設置場所	現に営業を行っている敷地以外の設置は認めない 店舗等が主要道路に面していない場合は、必要最小限の誘導標識を進入分岐点に認める 多数設置される箇所は、集合看板とする
	色彩	原則として白、黒、こげ茶色を基調。ただし、部分的な使用であれば赤、青、緑等の原色も認める
	材料	極力、木材等の自然素材
(2)公共的広告物 指導標案内板	設置場所	利用上の効果を考え、適切な箇所を検討する
	色彩	原則として白、黒、こげ茶色を基調。ただし、部分的な使用であれば赤、青、緑等の原色も認める
	材料	極力木材等の自然素材

次に、商工労働観光課長の出席を求め七飯町観光振興計画と大沼国定公園の観光振興について、提出資料に基づき内容を聴取した。観光事業者からは樹木の伐採に関する規制や散策路の樹木や小沼の橋の適正管理を望む声があがっている。

次に、環境生活課長より、令和5年度の大沼国定公園及び周辺地区でのヒグマ出没状況について情報提供があった。

令和5年5月31日に東大沼キャンプ場より200m南付近での目撃があり、東大沼キャンプ場が閉鎖されたのを始め、合計38件の目撃情報が寄せられた。令和5年11月16日には大沼周遊道路と大沼岳陽学校付近で目撃され、大沼国定公園における観光客や大沼岳陽学校の児童・生徒の安全が危惧される。

委員から、ヒグマが出没した場合の注意喚起や捕獲方法についての質疑があった。

町からは、防災無線での周知や警察等による広報車での注意喚起を呼び掛け、出没した箇所には看板を設置している。捕獲についてはハンターを動員しているが、発砲には厳しい条件があるとの回答があった。

委員から、ヒグマによる観光客や住民への人身被害を未然に防ぐため、目撃地付近の環境整備や有害鳥獣駆除について、関係機関に要望する必要があるとの意見が出された。

(5) 令和5年11月21日に第5回目の委員会を開催し、次回の委員会ではヒグマ出没箇所の現地調査を行い、大沼国定公園及び市街地のヒグマ被害対策や出没させない環境整備について、関係機関に要望書を提出することを決定した。

(6) 令和5年12月14日に第6回目の委員会を開催し、商工労働観光課長、環境生活課長の出席を求め、ヒグマ出没箇所の現地調査を行った。

また、大沼地区町内会からヒグマ対策に関する要望書が七飯町議会に提出されたことから、内容の確認を行い、七飯町議会として関係機関に提出する要望書の項目について各委員の意見を聴取した。

委員から、大沼地区町内会からの要望事項も盛り込み、関係機関に当委員会の要望事項として提出するべきとの意見が出され、全員一致で要望書に盛り

込むことが決定した。

(7) 令和6年1月17日に第7回目の委員会を開催し、要望書に記載する事項の確認を行った。主な要望項目は以下の通りである。

【北海道警察函館方面本部】ヒグマ被害対策の体制整備について

- ① 警察官がハンターに銃を使用して駆除を命令する的確な執行（警察官職務執行法第4条第1項）等の適切な対応のため、北海道警察、七飯町及び猟友会の間で役割分担、連絡体制の強化

【渡島総合振興局及び北海道】ヒグマ捕獲対策並びに環境整備について

- ① ヒグマ捕獲従事者の育成及びヒグマ捕獲数強化に資する春期管理捕獲事業の継続及び拡大
- ② ヒグマ捕獲従事者などに対する猟銃の弾薬、移動時の燃料費及びその捕獲した個体の処分費用に対する補助の拡充
- ③ 渡島半島地区のヒグマ生息実態調査の実施とその調査結果に応じた管理捕獲数の設定
- ④ 日暮山登山道路（日暮山線）は、毎年の雪解け水や雨水によって道路が流されており、現在は車両が通行止めになっています。大沼国定公園公園計画に則った道路整備の実施
- ⑤ 北海道で管理している道道大沼公園線の路肩及び湖畔、更には大沼湖に流入出する河川について、ヒグマの隠れる余地がない雑木の刈り払いや草刈りの実施による視界の確保

また、令和6年第1回定例会にこれまで調査した結果について中間報告書を提出することを決定した。

(8) 令和6年2月6日に第8回目の委員会を開催し、令和6年第1回定例会に提出する中間報告書に記載する事項の確認を行った後、町長・議長と共に北海道警察函館方面本部へ「ヒグマ被害対策の体制整備について」及び渡島総合振興局へ「ヒグマ捕獲対策並びに環境整備について」の要望活動を行った。

(9) 令和6年2月13日、町長・議長と共に北海道へ「ヒグマ捕獲対策並びに環境整備について」の要望活動を行った。

(10) 令和6年2月15日に第9回目の委員会を開催し、中間報告書のまとめを行った。

2. まとめ（中間）

以上がこれまでの調査活動である。

当委員会は当初、大沼国定公園の観光振興について協議していたが、令和5年5月末より大沼国定公園及び周辺地区においてヒグマの出没が38件と過去に例のない数で出没しており、地域住民や大沼国定公園を訪れる観光客の方々への事故防止対策が重要課題であると判断し、早急に関係機関である北海道警察函館方面本部・渡島総合振興局・北海道へ要望活動を行った。

北海道においては令和5年11月、他県と連携してクマ類が「指定管理鳥獣」に追加されるよう国に対し要望しており、令和6年4月にも決定される見込みであると回答があった。クマが指定管理鳥獣に追加されると人身被害などの未然防止の観点から、緩衝帯となる市街地に隣接する箱わなや銃による捕獲が可能となり、捕獲や調査などの経費や人材育成について国が交付金措置するため、当委員会が要望した「ヒグマ被害対策の体制整備について」、「ヒグマ捕獲対策並びに環境整備について」の要望活動は最適な時期であった。

今後の委員会活動は、関係機関へ要望したヒグマ対策等で地域住民及び観光客の安全確保を最優先するとともに、七飯町における快適で充実した観光のあり方を引き続き調査・研究することとして、中間報告とする。

指定管理鳥獣とは

鳥獣保護管理法で、全国的に生息数が著しく増加していたり、生活環境や農作物などに被害を与えるとされる野生動物で、集中的かつ広域的に管理が必要な種が対象となり、現在はニホンジカとイノシシが指定されている。

指定管理鳥獣に追加されると、自治体による捕獲などの事業が国の交付金の対象となる。